

議 員 派 遣 書

平成 25 年 6 月 28 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 124 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

1 第 51 回知事を囲む懇談会

- (1) 派遣目的 県内各市の重要課題について知事との懇談
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 25 年 7 月 30 日
- (4) 派遣議員 佐々木信一副議長